

大阪市立新東淀中学校  
校 長 奥野 直健

## 平成 31 年度（2019 年度）就学援助の申請について

大阪市では、子どもたちの学習が経済的な理由で妨げられることのないように就学援助制度が設けられています。支援が必要だと認定されると、学校徴収金・入学準備金・給食費などの援助が受けられます。就学援助制度の詳しい内容は、別紙「平成 31 年度（2019 年度）就学援助制度のお知らせ」（以下、パンフレットと表記）をお読みください。申請理由にあてはまり、就学援助申請を希望される方は、下記のとおり申請手続きをお願いします。なお、申請は毎年度必要です。

### 記

#### 1 申請時期 平成 31 年 3 月 1 日から

申請区分	申請受付期限	申請理由	証明書類	審査結果の通知時期 (教育委員会から郵送)
早期 2 申請 (書類審査)	平成 31 年 3 月 15 日（金）	①～⑪ ⑫は不可	必要	5 月末日予定
一般 1 申請 (税情報利用に同意)	平成 31 年 5 月 15 日（水）	①・⑫	不要	8 月末日予定
一般 2 申請 (書類審査)	平成 31 年 6 月 28 日（金）	①～⑫	必要	8 月末日予定

- ・どの申請区分で申請されても、年間支給額は同じです。
- ・平成 31 年度「早期 1」で申請済みの新 1 年生および申請時に記入したきょうだいについては今回の申請は不要です。

#### 2 提出書類（パンフレットをよく読んで作成してください）

##### （1）平成 31 年度（2019 年度）就学援助申請書兼世帯状況票

- 一般 1 申請の税情報を利用される方は、用紙中段の「□税情報を利用する」に申請者名の記入・押印が必要です。早期 2・一般 2 申請では税情報の利用はできません。
- 用紙下段の「委任状及び同意書」欄にも、必ず申請者名の記入・押印をお願いします。
- 用紙最下段欄の就学援助費受給方法は、ご希望の方法を選び□をつけてください。

※新 3 年生で生活保護を受けられている世帯は、修学旅行費の実費額が支給されますので、必ず申請書等のご提出をお願いいたします。

##### （2）申請理由を証明する書類

- パンフレット及び就学援助申請書兼世帯状況票の裏面を参照のうえ該当するものをご用意ください。保護者全員分の証明書類は、いずれか一つの申請理由・年度にあわせてください。
- 証明書類として「市民税・府民税証明書」などを提出される場合で、小学校と中学校に提出が必要な場合、原本を提出するのは一方だけで、他方はコピーを提出してください。
- 申請理由⑫は、住宅の形態で審査基準額が異なるため、借家等の場合は、賃貸契約書の写し等を提出してください。
- ひとり親家庭の方は、ほかに証明書類が必要になる場合があります。詳細はパンフレットの 5 ページをご覧ください。

##### （3）就学援助費口座振替申出書（保護者用）

学校徴収金届出口座以外の口座を利用する場合のみ提出してください。

（裏面へ続きます）

### 3 税情報の同意について

申請時期 3月1日～5月15日の一般1申請区分でご利用いただけます。

- ・市税事務所等で、平成31年3月15日（金）までに申告された内容が反映されます。
- ・平成31年1月1日現在大阪市居住者に限ります。（詳細はパンフレット3ページ）
- ・申請用紙中段の「□税情報を利用する」に、申請者名の記入・押印が必要です。

### 4 申請理由⑫について

世帯全員の合計所得額で審査されますので、詳細はパンフレットの3～4ページをご覧ください。

### 5 提出について

保護者の方が直接学校へ持参していただくか郵送により提出してください。

【提出先】大阪市立新東淀中学校 事務室 〒533-0013 東淀川区豊里1-10-32

- ・申請書類を受け付けた場合は「受領書」を発行します。
- ・申請書を提出したのに受領書が届かない場合は学校までご連絡ください。

### 6 お問い合わせ

就学援助についてご不明な点などはお気軽にお尋ねください。

大阪市立新東淀中学校 事務室

電話 06-6327-6760

学校経営管理センター事務管理（就学援助グループ）

電話 06-6115-7653